（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第五条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	四一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二五八人	
刑事局	三八七人	
組織犯罪対策部	三一五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一七六人	
警備局	二一二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二七一人	
警備運用部	一二六人	
情報通信局	三六一人	
計	二、五三二人	うち、一、四六二人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八九人	
科学警察研究所	一二七人	
皇宮警察本部	九六二人	うち、九二二人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二七八人	うち、七七人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一六五人	うち、六七一人は、警察官とする。
合計	七、九七五人	うち、二、二一〇人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。

改正前

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	四〇〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二六〇人	
刑事局	三九七人	
組織犯罪対策部	三〇五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一六一人	
警備局	三二五人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二七五人	
情報通信局	三四八人	
計	二、四七一人	うち、一、四二四人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八五人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九三六人	うち、八九六人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二四七人	うち、七七人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一八四人	うち、六七九人は、警察官とする。
合計	七、九〇二人	うち、二、一八〇人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。